

令和4年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第10報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和4年10月28日 保医発1028第1号 検査料の点数の取扱いについて
- ・令和4年10月28日 保医発1028第3号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について
- ・令和4年10月31日 保医発1031第4号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
470	右	上から1行目	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リアルタイムPCR法、<u>PCR-rSSO法</u>)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(5)～(16) (略)</p>	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(リアルタイムPCR法)</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(5)～(16) (略)</p>	字句挿入
522	右	下から1行目	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(56) (略)</p> <p><u>(57) SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出(定性)</u></p> <p><u>ア 本検査は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原、インフルエンザウイルス及びRSウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。</u></p> <p><u>イ COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定す</u></p>	<p>D012 感染症免疫学的検査</p> <p>(1)～(56) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	字句挿入

			<p>る。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断が見つからない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>ウ SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時検出(定性)を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイルス抗原定性、「23」のRSウイルス抗原定性、SARS-CoV-2抗原検出(定性)、SARS-CoV-2抗原検出(定量)、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)及びSARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出(定性)については、別に算定できない。</p>		
546	右	下から17行目	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(34) (略)</p> <p><u>(35) SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出</u></p> <p>ア 本検査は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2、インフルエンザウイルス及びRSウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法(定性)により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中のSARS-CoV-2、インフルエンザウイルス及びRSウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「<u>感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版</u>」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従うこと。</p> <p>イ COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>ウ COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合は、「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)</u>」(令和3年2月25日健感発0225第1号)の「<u>第1退院に関する基準</u>」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(34) (略)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入

			<p>時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>エ <u>SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出を実施した場合、本区分「13」のインフルエンザ核酸検出、SARS-CoV-2核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出及びウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2を含む。)については、別に算定できない。</u></p> <p>オ <u>本検査を算定するに当たっては、本区分の「10」の「注」に定める規定は適用しない。</u></p> <p>(36) <u>ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出</u></p> <p>ア <u>本検査は、ヘリコバクター・ピロリ感染が強く疑われる患者に対し、PCR法により測定した場合に、本区分に掲げる「12」百日咳菌核酸検出360点の所定点数を準用して算定できる。</u></p> <p>イ <u>当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」に即して行うこと。</u></p>	(新設)	字句挿入
797	右	上から15行目	<p>J034-2 経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>経胃の栄養摂取が必要な患者に対して在宅などX線装置が活用できない環境下において、経鼻栄養・薬剤投与用チューブの挿入に際して、ファイバー光源の活用によりチューブの先端が胃内にあることを確認する場合にも算定できる。なお、医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p>(4) EDチューブを用いて経管栄養を行う場合には、区分「J120」鼻腔栄養(1日につき)の所定点数により算定する。</p> <p>(5) 経鼻薬剤投与を行う場合は、レボドパ・カルビドパ水和物製剤を投与する目的の場合に限り算定する。なお、この場合の画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の算定日に限り算定する。</p>	<p>J034-2 経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) EDチューブを用いて経管栄養を行う場合には、区分「J120」鼻腔栄養(1日につき)の所定点数により算定する。</p> <p>(4) 経鼻薬剤投与を行う場合は、レボドパ・カルビドパ水和物製剤を投与する目的の場合に限り算定する。なお、この場合の画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の算定日に限り算定する。</p>	<p>字句挿入</p> <p>字句訂正</p> <p>字句訂正</p>